

政令第三百八十四号

保険業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、保険業法（平成七年法律第百五号）附則第一条の二の十四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の五各号中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。